

# 公益財団法人豊田市国際交流協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人豊田市国際交流協会（Toyota International Association（略称「T I A」）。以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を愛知県豊田市に置く。

(目的)

第3条 協会は、国際交流が活発で世界的大企業が立地する豊田市という都市の特性を生かし、「国際化の主役は市民である」を理念に、個性と活力にあふれた国際化推進活動を行うことにより、「活力ある産業・豊かな文化・世界に広がる交流のまち」づくり、多文化共生社会における市民間の相互理解及び市民の国際社会への参画の推進を図り、もって豊田市の国際化に寄与することを目的とする。

(法令遵守)

第4条 協会は、評議員会が別に定めるところによる理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成並びに協会の社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

2 法令遵守の推進に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

(公益目的事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 地域と諸外国との相互理解と友好親善を深めるための国際交流と国際協力に関する事業
- (2) 地域の国際化を推進するための人材の育成と地域の市民活動等の支援に関する事業
- (3) 外国人と共に暮らす多文化共生社会の実現に向けた事業
- (4) 国際交流・国際協力、多文化共生を推進するための情報を提供する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県において行うものとする。

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 協会の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 協会の目的である事業を行うために不可欠な財産を基本財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に定める財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会が基本財産とすることを承認した財産

3 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

5 寄附を受けた財産については、その全額を公益目的事業に使用するものとする。ただし寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めた場合はこの限りではない。

(資産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、当該事業年度が終了するまでの間、協会の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出するものとする。

3 協会は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、第54条に定める方法により、貸借対照表を公告するものとする。

4 協会は、第1項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を、定時評議員会の開催日の2週間前の日から5年間、事務所に備え置くほか、定款があっても常時事務所に備え置き、一般の閲覧に供

するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(株主等の権利行使)

第14条 協会は、保有する株式に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金)

第15条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第3章 評議員

(評議員の定数)

第16条 協会に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 各評議員は、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 各評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

#### 第4章 評議員会

（構成）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第21条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第22条 評議員会は、毎年度5月又は6月に定時評議員会を1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、決議に加わった評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに当たっては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人1人及び出席理事1人が議長と共に記名押印する。

(評議員会の運営)

第28条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第29条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長、副理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長の命を受け、協会の日常の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (4) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- (7) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
- (8) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (9) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (10) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。  
(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第36条 協会は、役員の方法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第37条 協会に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事長、副理事長及び専務理事の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 役員等の制限

(役員等の割合)

- 第38条 協会の理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 2 協会の監事は、協会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに協会の使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
  - 3 協会の評議員のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、評議員総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 協会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第36条の責任の免除

(開催)

第41条 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。
- 3 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、決議に加わった理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を評議員会に議案として提示する場合の決議は、出席した理事のうち当該決議について特別の利害関係を有するものを除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 基本財産の処分又は除外の承認
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。



2 前項の議事録には、代表理事及び出席した監事が記名押印する。

(理事会の運営)

第47条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第5条及び第17条についても適用する。

(解散)

第49条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

(個人情報の保護)

第53条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

(公告の方法)

第54条 協会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局及び賛助会員

### (事務局)

第55条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 指定職の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるところによる。

### (賛助会員)

第56条 協会の目的に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

## 第11章 補則

### (委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会が別に定めるところによる。

### 附 則 (昭和63年10月1日許可)

1 この寄附行為は、愛知県知事の設定許可のあった日から施行する。

2 協会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 協会の設立当初の役員及び評議員は、第13条第2項及び第3項又は第26条第2項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第15条第1項又は第26条第4項の規定により準用する第15条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

理事(理事長)	豊田 寿子	理事(副理事長)	定 行	晃
理事(副理事長)	加納 良男	理事(専務理事)	有 友	巖
理事	西村 完一	理事	鈴 村	吉 三
理事	平山 友次	理事	板 倉	高 夫
理事	浦野 美代子	理事	三 宅	正 一
理事	杉 浦 錡	理事	今 野	泰 孝
理事	小幡 銀伸	理事	松 村	静 夫
監事	太田 三郎	監事	稲 葉	満 穂

評議員	横 尾 貢	評議員	河 原 宏 是	評議員	酒 井 錦 吾
評議員	丹 羽 猶次郎	評議員	上 妻 義 幸	評議員	小田桐 勝 己
評議員	青 木 伸 浩	評議員	大 竹 千 明	評議員	堀 尾 賢

評議員 池 田 憲 治	評議員 羽 淵 正 起	評議員 北 川 吉 久
評議員 竹 内 正 和	評議員 寺 澤 藤 一	評議員 田 代 宏
評議員 田 中 十七三	評議員 洪 谷 朗	評議員 安 田 鉦太郎
評議員 岡 本 禮 治	評議員 倉 知 俊 彦	評議員 羽根田 八 東
評議員 山 川 律 子	評議員 原 澄 子	評議員 後 藤 淳
評議員 梅 村 清 弘	評議員 寺 部 清 毅	評議員 柴 田 富 信
評議員 高 井 龍 三		

附 則（平成8年5月28日議案第3号）

1 この寄附行為は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成10年5月26日議案第3号、平成10年7月24日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年3月19日議案第8号、平成11年4月21日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年5月25日議案第2号、平成13年6月19日認可）

この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年5月20日議案第2号、平成15年7月31日認可）

この寄附行為の変更は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議案第8号、平成19年4月25日認可）

この寄附行為の変更は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成22年10月15日決定、平成23年3月23日認定）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	豊田 彬子	天野 克之	高津 康孝	西野 兼二
	福田 功二	山本 輝夫	水野 春美	KOIKE RICARDO MINORU
監事	福嶋 兼光	村山 明司		

4 協会の最初の代表理事は、豊田彬子（理事長）、天野克之（副理事長）及び高津康孝（専務理事）とする。

5 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

寺部 暁	佐伯 外司	梅村 智子	近田 研
村端 達也	吉田 万佐敏	中村 紀世実	

別表（第7条関係）

基 本 財 産

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	10億2657万999円